

## 港北区スクールゾーン対策協議会助成金交付要綱

制 定 平成7年4月1日（港北区長決裁）

最近改正 令和5年4月1日 港北地振第1842号（港北区長決裁）

### （趣旨）

第1条 この要綱は、港北区のスクールゾーン内における交通事故の防止を目的とした地域の自主的な活動に対し、助成金を交付するために必要な事項を定める。

2 港北区スクールゾーン対策協議会助成金（以下「助成金」という。）の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### （交付対象）

第2条 港北区のスクールゾーン内における交通事故の防止を目的として各小学校に結成された組織であり、地域内のPTA、自治会町内会、婦人会、青少年団体等の代表者をもって構成され、自主的な活動を行っている団体（以下「スクールゾーン対策協議会」という。）に対して助成金を交付する。

### （助成金交付金額）

第3条 助成金の額は、当該年度1スクールゾーン対策協議会当たり上限20,000円とする。

### （助成金対象経費）

第4条 助成金の交付対象となる経費は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 交通安全に係る講師、指導者及び協力者等への謝金
  - (2) 事務用品、交通安全対策物品等の消耗品費
  - (3) 印刷費
  - (4) 郵送料その他の通信運搬費
  - (5) 会場、機材等の使用料及び賃借料
  - (6) 保険料
  - (7) その他、横浜市港北区長（以下「区長」という。）が必要と認めた経費
- 2 前項の規定に関わらず、交際費、慶弔費、懇親会費、直接事業と関連のない視察・研修費、食糧費等、客観的に公益上必要性が高いとはいえない経費については本助成金の対象外とする。

### （助成金交付申請）

第5条 この要綱により助成金の交付を受けようとするスクールゾーン対策協議会は、次に掲げる書類を区長が定める期日までに区長に提出しなければならない。

- (1) 港北区スクールゾーン対策協議会助成金交付申請書（第1号様式）

- (2) 港北区スクールゾーン対策協議会助成金事業計画書（第2号様式）
- (3) 港北区スクールゾーン対策協議会助成金予算書（第3号様式）
- (4) 会員名簿、規約等組織の内容を示す書類
- (5) その他、区長が必要と認める書類

#### **（助成金の交付の決定及び通知）**

第6条 区長は、助成金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、活動の目的及び内容が適正であるかどうかを調査し、助成金を交付すべきものと認められるときは、交付の決定をし、助成金の交付の申請をした者（以下「申請者」という。）に対し港北区スクールゾーン対策協議会助成金交付決定通知書（第4号様式）により、速やかにその旨を通知するものとする。

2 区長は、前項の場合において、適正な交付を行うために必要があるときは、助成金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて助成金の交付を決定することができる。

3 区長は、第1項の調査等の結果により助成金の交付をしないことと決定したときは、助成金の申請者に対し港北区スクールゾーン対策協議会助成金不交付決定通知書（第5号様式）により、速やかにその旨を通知するものとする。

#### **（助成金事業の変更等）**

第7条 助成金交付団体は、助成金交付申請の内容等を変更しようとするときは、港北区スクールゾーン対策協議会助成金変更等承認申請書（第6号様式）を区長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはその限りではない。

2 区長は、前項の申請が適当と認められるときは、港北区スクールゾーン対策協議会助成金変更等承認通知書（第7号様式）により、不適当と認めたときは港北区スクールゾーン対策協議会助成金変更等不承認通知書（第8号様式）により当該団体に通知するものとする。

#### **（活動結果の報告）**

第8条 助成金の交付決定を受けたスクールゾーン対策協議会は、事業終了後速やかに港北区スクールゾーン対策協議会助成金事業報告書（第9号様式）及び港北区スクールゾーン対策協議会助成金決算書（第10号様式）を区長に提出しなければならない。

#### **（助成金の額の確定等）**

第9条 区長は前条の規定による報告を受けた場合においては、事業報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、当該スクールゾーン対策協議会に港北区スクールゾーン対策協議会助成金額確定通知書（第11号様式）により通知するものとする。

#### **(助成金の請求及び交付方法)**

- 第 10 条 スクールゾーン対策協議会は、助成金の交付を受けようとするときは、港北区スクールゾーン対策協議会助成金交付請求書（第 12 号様式）を区長に提出するものとする。
- 2 区長は、前項に規定する請求に基づき助成金を交付するものとする。
  - 3 区長は、助成金の交付の目的を達成するために特に必要があると認められるときは、事業の完了前に助成金の全部又は一部を交付することができる。

#### **(助成金の取消し)**

- 第 11 条 区長は、スクールゾーン対策協議会が、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとし、港北区スクールゾーン対策協議会助成金交付決定取消通知書（第 13 号様式）によりスクールゾーン対策協議会に通知するものとする。
- (1) 虚偽の申請、報告又は不正な行為によって助成金の交付決定を受けたとき
  - (2) この要綱又は第 6 条第 1 項に規定する通知書に付した条件に違反したとき
  - (3) 活動を中止したとき
  - (4) 助成金の交付決定額を減少すべき事由が生じたとき
- 2 前項の規定は、第 9 条に規定する助成金の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

#### **(助成金の返還)**

- 第 12 条 区長は、前条に基づき助成金の交付を取り消した場合において、すでに助成金が交付されているときは、期限を定めて、スクールゾーン対策協議会助成金返還請求書（第 14 号様式）により、助成金の返還を命ずるものとする。
- 2 区長は、スクールゾーン対策協議会に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、スクールゾーン対策協議会助成金返還請求書（第 15 号様式）により、確定額を超える部分の助成金の返還を命ずるものとする。

#### **(関係書類の保存期間)**

- 第 13 条 助成金を交付された団体は、この助成金に係る経費の収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を整備し、5 年間保存しなければならない。

#### **(補助金交付に係る書類の閲覧)**

- 第 14 条 助成金を交付された団体及び区長は、横浜市市民協働条例（平成 24 年 6 月条例第 34 号）第 7 条に基づき、第 1 号様式及びその添付書類（会員名簿を除く）、第 4 号様式、第 9 号

様式、第 10 号様式又はその写しを、一般の閲覧に供しなければならない。

2 前項の閲覧を行う期間は、助成金交付の日から 2 年間とする。ただし、第 9 号様式及び第 10 号様式については、当該書類を区長に提出した日から 2 年間とする。

3 第 1 項の閲覧を行う場所及び時間は次の表のとおりとする。

	補助金交付を受けた団体	区長
閲覧場所	団体が指定する場所	港北区地域振興課
閲覧時間	団体が指定する時間	月曜日から金曜日までの午前 8 時 45 分から午後 5 時まで。ただし休日及び年末年始を除く。

### (その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はその都度区長が決定する。

#### 附 則

この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 26 日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 12 日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。





第3号様式（第5条）

港北区スクールゾーン対策協議会助成金予算書

\_\_\_\_\_ スクールゾーン対策協議会

(歳入)

費目	金額	備考
歳入合計		

(歳出)

費目	金額	備考
歳出合計		

第4号様式（第6条）

港北地振第 号  
年 月 日

（申請団体名） スクールゾーン対策協議会  
（申請者）  
氏名 様

横浜市港北区長

### 港北区スクールゾーン対策協議会助成金交付決定通知書

年 月 日に申請のありましたスクールゾーン対策協議会助成金について、次の条件を付けて交付します。

#### 1 交付金額及び交付時期

- (1) 交付金額 ￥ ー
- (2) 交付方法 口座振替による
- (3) 交付時期 適法な請求書受理後 30 日以内

#### 2 交付条件

- (1) 本補助金は、申請書記載の活動のみに使用し、他の目的及び事業に使用しないでください。交際費、慶弔費、懇親会費、直接事業と関連のない視察・研修費、食糧費等、客観的に公益上必要性が高いとはいえない経費については本助成金の対象外とします。
- (2) 活動終了後は、すみやかに活動報告書を提出してください。助成金額は、活動報告書を受けて確定するものとします。
- (3) 虚偽、その他不正な手続きで助成金の交付を受けたとき及び事業を中止したとき、又は精算の結果残額が生じたとき、助成金の全額又は一部を返還していただきます。
- (4) この助成金に係る経費の収入及び支出を明らかにした書類、帳簿類を整備し、5年間保存してください。
- (5) 本通知（4号様式）又はその写し、第1号様式及びその添付書類（会員名簿を除く）、第9号様式及び第10号様式（領収書等経費の支出を証する書類を除く）を、横浜市市民協働条例第7条の規定に基づき、一般の閲覧に供しなければなりません。
- (6) この助成金の使途について、必要があると認められるときは、調査を行うことがあります。

港北区地域振興課地域活動係  
担当 :  
電話 :



第5号様式（第6条）

港北地振第 号  
年 月 日

（申請団体名） スクールゾーン対策協議会  
（申請者）  
氏名 様

横浜市港北区長

**港北区スクールゾーン対策協議会助成金不交付決定通知書**

年 月 日に申請のありましたスクールゾーン対策協議会助成金について、審査の結果、不交付と決定しましたので通知します。

不交付を決定した理由

港北区地域振興課地域活動係  
担当：  
電話：

第6号様式（第7条）

港北区スクールゾーン対策協議会助成金変更等承認申請書

年 月 日

横浜市港北区長

（申請者）

（申請団体名） \_\_\_\_\_ スクールゾーン対策協議会 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_ 港北区 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

年度スクールゾーン対策協議会助成金の交付を受けた事業について、次のとおり変更（中止）したいので申請します。

事業名	
変更（中止）の内容及び理由	
助成金交付額	

第7号様式（第7条）

港北地振第 号  
年 月 日

（申請団体名） スクールゾーン対策協議会  
（申請者）  
氏名 様

横浜市港北区長

**港北区スクールゾーン対策協議会助成金変更等承認通知書**

年 月 日に申請のありましたスクールゾーン対策協議会助成金変更等承認申請書について承認したことを通知します。

港北区地域振興課地域活動係  
担当：  
電話：

第8号様式（第7条）

港北地振第 号  
年 月 日

（申請団体名） スクールゾーン対策協議会  
（申請者）  
氏 名 様

横浜市港北区長

**港北区スクールゾーン対策協議会助成金変更等不承認通知書**

年 月 日に申請のありましたスクールゾーン対策協議会助成金変更等承認申請書について不承認したことを通知します。

変更を不承認した理由

港北区地域振興課地域活動係  
担当：  
電話：



第 10 号様式 (第 8 条)

港北区スクールゾーン対策協議会助成金決算書

\_\_\_\_\_ スクールゾーン対策協議会

(歳 入)

費 目	金 額	備 考
歳 入 合 計		

(歳 出)

費 目	金 額	備 考
歳 出 合 計		

第 11 号様式（第 9 条）

港北地振 第 号  
年 月 日

団体名 スクールゾーン対策協議会  
代表者名 様

横浜市港北区長

港北区スクールゾーン対策協議会助成金額確定通知書

年 月 日 第 号で交付決定しました「スクールゾーン対策協議会助成金」  
につきましては、事業報告書等を審査した結果、助成金の交付決定の内容及びこれに付  
した条件に適合するものと認められましたので、横浜市補助金等の交付に関する規則第  
15 条の規定に基づき交付すべき助成金の額を次のとおり確定しましたので、通知します。

1 確定額は次のとおりとします。

交 付 決 定 額	円
確 定 額	円
差 額	円

港北区地域振興課地域活動係  
担当：  
電話：

第 12 号様式 (第 10 条)

港北区スクールゾーン対策協議会助成金交付請求書

年 月 日

横浜市港北区長

(所在地) 港北区

(団体名) スクールゾーン対策協議会

(代表者氏名) \_\_\_\_\_ 印

※請求委任や受領委任を行わない場合は、  
請求書の押印を省略できます。

次のとおりスクールゾーン対策協議会に対する助成金として、次の金額を請求いたします。

1 請求額

¥ \_\_\_\_\_ . \_\_\_\_\_

2 振込先金融機関等

金融機関名	銀行	支店
口座番号	普通・当座	No.
口座名義	フリガナ	

※通帳に記載されている名義をそのままご記入願います。

3 委任状

次の者を代理人と定め、補助金の受領権限を委任します。

受任者	住所	
	氏名	
委任者	住所	
	氏名	印

4 添付書類

港北区スクールゾーン対策協議会成金交付決定通知書の写し、又は港北区スクールゾーン対策協議会助成金額確定通知書の写し



第13号様式（第11条）

第 号  
年 月 日

（申請団体名） スクールゾーン対策協議会

（申請者）

氏 名 様

横浜市港北区長

港北区スクールゾーン対策協議会助成金交付決定取消通知書

年 月 日に交付決定したスクールゾーン対策協議会助成金については、次の理由により決定を（全部・一部）取り消しますので通知します。

取消理由等

第14号様式（第12条）

第 号  
年 月 日

（申請団体名） スクールゾーン対策協議会  
（申請者）  
氏名 様

横浜市港北区長

港北区スクールゾーン対策協議会助成金返還請求書

年 月 日第 号により交付の決定を取り消したスクールゾーン対策協議会助成金について、スクールゾーン対策協議会助成金交付要綱第12条第1項に基づき、返還を請求します。

1 返還請求額

円

2 返還請求の理由

3 返還期限

同封の納付書で、年 月 日までに納付してください。

第15号様式（第12条）

第 号  
年 月 日

（申請団体名） スクールゾーン対策協議会  
（申請者）  
氏 名 様

横浜市港北区長

港北区スクールゾーン対策協議会助成金返還請求書

年 月 日第 号により交付を決定したスクールゾーン対策協議会助成金  
について、スクールゾーン対策協議会助成金交付要綱第12条第2項に基づき、返還を請求  
します。

1 返 還 請 求 額

円

2 返 還 請 求 の 理 由

3 返 還 期 限

同封の納付書で、年 月 日までに納付してください。